

令和3年 第6回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年7月29日(木) 15時00分 から 16時28分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第6 議案第3号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第7 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について

第8 議案第5号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

それでは、皆さん暑くて忙しい中大変お疲れ様です。定刻になりましたので、只今から始めたいと思います。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

大変暑い中、全員の出席を賜りまして大変ありがとうございます。第6回、通算713回の総会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。非常に暑い日が続いております。雨も降らない日が、ずっと続いているんですけども。先月も似たようなことを言った気もするんですけど。やはり7月中はですね。ほぼほぼ雨が降った日が無かった。特に中央地区におきましてはですね。ほとんど降らなかったというのがあります。ちょっと調べてきたんですけど、気象のことなんですけど。7月の気温が平均の7月気温ですね。平均の4.5℃プラス、降水量は平年の8%、日照時間ですね、直近では180%。それだけ晴れの日が多いってことですね。ここの一週間だと140%らしいんですけど。それぐらい、非常に厳しい暑さが続いているということで、水田の方は、まだ水を入れられるということなんですけど、やっぱ畑に関してはですね。かなり厳しい状態が続いているのかなと思います。出来上げに関しても中々期待できない状態が続いているのかなと、思っております。大変だな。我々としても、自然が相手ということで、こういうこともあるのかなと思いますけども、特に今年は非常に厳しいなという風に思っております。35℃を超える猛暑日が続いているということですね。非常に体の方も疲れるかと思っておりますけども、皆様体調管理気を付けながら仕事をさせていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願い致します。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 農業委員会議録署名委員の指名について、本日は8番、安藤委員。9番、栗本委員です。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いします。

宮原主査

はい。報告第1号、令和3年6月30日以降におけます農業委員会の概況について報告いたします。7月1日墾田碑記念式典に小足会長に出席いただいております。7月14日後ほど詳細についてご説明いたしますが、3条申請に係る案件が一か所、現況証明願に係る案件が28か所、全29か所の現地確認を行いました。小足会長、島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、大柿委員に立ち会っていただきました。お忙しい中大変ありがとうございました。7月20日には、第一農事組合の保有する土地の売買3件について、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部長、岸本委員が出席しております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告

会長	続きまして<日程第3>報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
宮原主査	はい。農地法第6条第1項の規定に基づきます農地所有適格法人の定期報告を行います。 今回は1件上がってきております。受付番号25番。〇〇。経営面積は田畑あわせまして22.2ヘクタール。当町の経営面積は僅かですが、そのほとんどが東川における経営面積となっております。形態要件は、株式会社。事業要件の生産する農畜産物につきましては生椎茸、ブロッコリー、大根。関連事業の内容といたしましては、加工販売、農作業受託、雪氷倉庫保管収入、椎茸資材の供給を行っております。構成員要件は〇〇さん。4,710株。農業従事日数は180日。〇〇さん。4,380株。農業従事日数は365日。〇〇さん。380株。農業従事日数は365日。〇〇さん。340株。農業従事日数は365日。続きまして、4ページの方をご覧ください。〇〇さん。320株。農業従事日数は365日。〇〇さん。240株。農業従事日数は365日。〇〇さん。200株。農業従事日数は365日。〇〇さん。210株。農業従事日数は365日。〇〇さん。220株となります。ページ戻りまして、3ページの方をご覧ください。業務執行役員要件につきましては〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数は150日。〇〇さん、〇〇さん、4ページに行きまして、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん。7名につきましては取締役。農作業従事日数みなさん300日となっております。以上1件報告書類を確認させていただきましたが、農地所有適格法人として問題ないことをご報告いたします。以上です。
会長	こちらは報告に代えさせていただきます。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	<日程第4> 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明願いたします。番号2番です。こちら所有権移転の贈与になります。譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。面積が931㎡となっております。譲受人の経営状況につきましては315,059㎡を耕作されております。労力総数は3名です。申請理由といたしまして農地を処分したいため贈与したいということとなっております。当該農地につきましては7月14日に小足会長、島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、事務局で現地確認をしております。こちら余談にはなるんですが、該当農地の横のですね。〇〇さん所有の宅地については、もともと建っていた建物を〇〇さんの方で取り壊しの方をいただまして、残った宅地については町のほうで寄付いただくというかたちになっていて、町のほうで防火水槽になる予定になります。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。今、武田さんよりある程度説明いただいているんですが、補足としてお話をさせていただきます。昨年の12月に、夫である〇〇さんが亡くなられて、それで土地。〇〇さんが今その土地にお住まいではなかったのですが、その畑を作って管理の方を旦那さんとされておりました。旦那さんが亡くなって、土地の方も整理したということで今お話しした通り、町の方に寄贈したいという連絡を受けました。農業委員会に町の方から消防整備タンクで700使う、900㎡に関

	<p>しましては、町の方で持っていても手に余すところがあるということで、近くの農家さんで誰か使ってくれる人はいないかという話になりまして、一番適任であるという風に考えたのが、お隣に住んでいます〇〇さんであるのではないかとということで、お話をさせていただきました。本人〇〇さんにもお話ししたところ、快く快諾していただきましたので、今回3条というかたちで権利移動をすることになりました。あと、この時期にお話しした8月に宅地の方も〇〇さんが、実費で解体工事をしていただいたので、それについて実費で払っていただいているので、今回〇〇さんはこのまま町に贈与だったのですが、〇〇さんも無償で贈与というかたちで構いませんということで、〇〇さんに確認したところそういうかたちで進めさせていただきました。〇〇さんはですね。今後、後継者となる息子さんもおられ、今後稲の作付けも増やしていきたいという話もされておりまして今後の忠栄地区の農業を支える一人として、私自身思っております。慎重審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明が終わりまして、何かご意見、ご質問ありますか。無ければ、決定いたします。</p>
事務局長	<p>消防のサイレンですね。無線か何かあったらわかる話があったら、産業振興課長こっちきて、どこどこだよって話伝えてもらうようにしてありますので、一応お知らせしておきます。</p>

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長	<p>続きまして<日程第5>議案第2号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。</p>
会長	<p>会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。</p>
武田主事	<p>それでは農用地利用集積計画の決定についてご説明させていただきます。今回所有権移転が3件というかたちになっております。まず17番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。面積が2,049㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては8月31日までとなっております。売買価格につきましては、307,000円。反当価格は畑で150,000円となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、岸本委員。</p>
岸本委員	<p>はい、〇〇さんの方からこの土地を売却したいというお話がございまして、隣接する〇〇さんの方にお話をしましたところ、快く購入していただけるという風になりました。売買価格なんですけども。この辺りの田の価格が30万、反当30万ということで、畑ですので2分の1の15万という、それを面積かけまして307,000円というかたちになってます。この畑にはですね。色々ものが置いてありましたが今年の7月8日、9日ごろ業者が入りまして、すべて撤去してきれいにしたということで、今日に至ったということでございます。〇〇さんにおかれましては、皆さんもご存じの通り、経営も安定しておりますし、何ら問題はないと思います。慎重なご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>はい。担当委員の説明が終わりまして、何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。続きまして、番号18番。</p>
会長	<p>会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。</p>
武田主事	<p>それでは、18番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者、同じく〇</p>

○。所在○○。地番○○。現況地目「田」。面積が200㎡。こちらでも売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては8月31日までとなっております。売買価格につきましては、40,000円。反当価格は田で200,000円となっております。以上です。

会長

担当、岸本委員。

岸本委員

こちらでも、○○さんの方から売却をしたいというお話がございました。隣接する○○さんにお話したところ、快く購入するというお話がございました。売買価格におきましては、この辺りの田が大体20万ということでございますので、面積をかけまして40,000円という価格となっております。この土地図面を見ていただければ、3ページの図面を見ていただければと思います。この黒枠で囲ってある○○の地番のところなんですけども。両隣○○、○○これも全て○○さんの土地でございます。左の真ん中にこの○○の土地があるんでございますが、もともとは○○さんの義理のお父さんでございます○○さんと○○さんの方でお話合いがございまして、隣接する森林を伐採したときに木を運び出す道路が欲しいということで、○○さんの方に売却してほしいというかたちで畑の真ん中を区切ったというかたちでございます。普段は○○さんの方で作付けしているというところでございます。何ら問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

伊藤委員

一点だけ、この○○さんがこれ全面売却したいの。

岸本委員

この後にもう一件あるんですけど。そう。

伊藤委員

切り売りは嫌だと思ったんですけど。わかりました。

会長

いいですか。他にご意見、ご質問ありますか。無ければ、決定いたします。では番号19番。

武田主事

それでは番号19番です。所有権の移転を受ける者○○。所有権の移転をする者○○。所在○○。地番○○。現況地目「畑」。面積が909㎡。こちらでも売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払いも8月31日までとなっております。売買価格につきましては、91,000円。反当価格は畑で100,000円となっております。以上です。

会長

担当、岸本委員。

岸本委員

こちらでも○○さんから売却のお話がございました。隣接する土地の○○の代表でございます○○さんの方にお話を持っていきましたところ、快くお受けいただく形になりました。この地域の畑の相場が大体10万円ということで、面積をかけまして91,000円という売買価格となっております。○○、俗に言う○○さんですが、経営も安定しておりますし、何ら問題は無いと思います。ちなみにこの畑、土地も○○さんの方で普段も作付け、畑として使ってます。ここの土地の代表の○○さんに、どういう理由か聞いてみたんですよ。○○さんと同じような理由があるのかなと思ったんですけど、本人全然、俺はわかんないと。何ら問題は無いと思います。慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。

【議案】農地の現況証明願

会長

続きまして<日程第6> 議案第3号、農地の現況証明願（農委処分）について事務局より説明願います。

宮原主査	はい。農地の現況証明願いについて説明いたします。今回、2件上がってきております。まず、申請番号2番。土地の所在は、〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」。面積は、99㎡。判定地目は、農地、採草放牧地以外となっております。正確な時期は不明ですが、5年以上前から雑種地の様な状態であったとのことであります。所有者、申請人ともに東神楽町第一農事組合法人です。7月14日に、小足会長、島田代理、伴野農地部長、地区担当の大柿委員立会いの下、現地の確認をいたしまして、耕作は不可能の状態であることを確認しております。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	はい。只今、事務局の方で説明があった通りでございます。私が、平成11年に八千代に引越しをしてから耕作された形跡は一切ありませんので、概ね20年以上耕作はしていないと思います。現地確認をされたときに、ほぼ原野と同じような状況になっております。耕作は不可能かと思しますので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありますか。無ければ、決定いたします。番号3番。
宮原主査	はい。番号3番。こちら9ページから12ページにかけて、申請内容の方記載しております。まず、9ページ土地の所在の方からですね。〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」。他26筆となっております。合計面積は、6,254.6㎡。判定地目は、農地、採草放牧地以外となっております。それぞれの土地の利用状況は、鉄塔の敷地として利用されております。所有者、申請人ともに〇〇でございます。本案件の場所につきましては、地番図の6ページから11ページの方に乗せてあります。詳細説明については、省略させていただきますが、ひじり野地区から東聖地区、中央地区、市街地地区、忠栄地区、志比内地区と点在しております。先程の案件と同日、7月14日に小足会長、島田代理、伴野農地部長立会いの下、現地確認の方を行っております。本来であれば、各地区担当委員にも立ち会っていただくべきところでありましたが、会長と打ち合わせのうえですね。対象となるすべての地区担当委員にも立ち会っていただくのは、困難であるということで判断いたしまして、三役のみの対応とさせていただきました。すべて鉄塔用地として利用されていまして、耕作は不可能であると確認しております。以上です。
会長	担当、私です。こちらの案件なんですけども、鉄塔の敷地が要は登記簿地目として、農地として扱われていたという、農地として登録されていたという、それで農地からは外すという案件なんですけども。我々としては、鉄塔が建っているんで、それ農地でないんじゃないのという感覚ではあったんですけど。そこがですね。どういう手続きの不備があったかわかりませんが、今まで農地のままであった、存在していたという。鉄塔敷地すべてがこのような状態ではなくて、一部が農地できちとした転用がされているところもあったんですけども。今回、こちらで持っている鉄塔につきましては田である。ほぼほぼ田であるという形で残っていたということなんで、今回この機会をもって、田から外して雑種地として、採草放牧地ですか。そちらの方に落とすというような案件でございます。おそらくこれで全部ですね。
宮原主査	と、思うのですが。
会長	おそらくですが、北電の方から言われている部分としては、これで最後ではないかと思っておりますけども。これから一個鉄塔が建つということはなかなかありませんけども、今後こういうことがあった場合、きちっとその都度その都度やっていかなきゃならないんだろうなと思っております。以上です。説明の方終わりましたが、何かご意見、ご質問ありますか。
大柿委員	これは、田だからこの処置？

会長 いや、畑もそうじゃない。農地だとすればということ。

大柿委員 うちらも畑の中に、鉄塔7つくらい建ってるんです。送電線が。これはうちらで言えば、賃貸扱いで、年間なんぼってお金をもらって、送電線のやつは処理しているけど。これはたまたま北電が持っているからということ？

会長 そうですね。

大柿委員 所有しているから、これってこと。

会長 だと思います。

大柿委員 単純にお互い賃貸だっていうことであれば、畑のままでいいの。

事務局 事務局から予想です。鉄塔建つ時に、おそらく当時の農業委員会の総会に出たのは、5条転用だと思います。今般の議題のものっていうのは、5条転用で田んぼの持ち主さんから北海道電力に持ち主も変えますよ。ということの5条転用がなされて許可を出しましたと。許可を出すと、土地家屋調査士といいますかの先生ですね。その方が法務局に行って、所有権の移転をするんですね。農家さんから北海道電力に農業委員会から許可をもらいましたので。そしたら法務局は、はいはいわかりましたということで、所有者を変えるんですよ。その時に土地家屋調査士は地目の変更もすべきなんです。地目を雑種地にすべきなんですけれども、この手続きをしないで、何十年も経つということがあるんですね。これがまず一つ。それで、田のまま残っている。また、大柿委員から質問あった部分、地主が貸している部分ですね。これも当時、何十年前かわかんないですけど、農業委員会の方に5条転用許可申請が上がってきているはずですよ。その場合、地主と北海道電力で、賃貸の関係で5条転用しますということで、上がってきているはずなんです。その場合においてはですね。地主さんはずっと、地主さんですから北海道電力さんから賃貸料。貸し借りですから登記上は、例えば〇〇さんのまま。例えばですよ。

伊藤委員 農業委員会は関係ない電柱敷地料つって、なんかありますよね。場所とか合ってますかとか、変更とか。これはあくまで農業委員会関わらない賃貸ということ？

事務局 農地を農地以外にするので。

会長 現況証明があるので、相手側からあがってこないと証明のしようがない。手の出しようがない。

伊藤委員 電柱は電柱のまま。

会長 今回、現況証明を出してくださいというのは、やっってくださいっていうのは、要は地主さんから言ってこないと駄目な話だから。

伊藤委員 地主があくまでも北電だったということ。

会長 そうそう。北電が今回このタイミングで、現況証明で農地から外してくださいと言ってきたから審議する。本来であれば、北電が買った時点で農地から外してくださいっていうのが、本来なんだけど、それが無くて今の今まできたから。一体どういうことなんだろうねっていう。手続き的にはいろいろ不備があるんじゃないのっていうのは言うてはいたんだけど。来たものは、確認して農地じゃないですよって確認してる。

伊藤委員 はい。わかりました。

会長 〇〇さんのところは、賃貸だからまたちょっと違う。

大柿委員 完全にうちらの場合は、売り買いでないから賃貸だからそれが農地であろうと、〇〇さんの持っている農地だから構わんの。

島田代理 多分ね。5条申請が上がってきている時点で、転用許可は出てると思う。それで転用許可は出ている、用途変更といえば用途変更。転用許可だね。全く農業と関係ないから転用許可出した時

大柿委員	<p>点で通常は所有者が〇〇さんならそこに、農地以外なんだけどもというかたちで払う。</p> <p>それは、何十年前でも払うことでいいの。それとも、地主がけっこう、一棟の鉄塔に対して売り買いが出れば、地主が変わってくるじゃないですか。売りましたが公社なら公社案件になるし、例えば単純に俺が買ったら、俺の名義が変わる。Aさんから俺のように。だからその時点本来は、5条かなんかで上げなきゃダメなのか。それとも昔の一回上げたやつがずっと生きていくのか。</p>
事務局長	<p>当時、例えば30年前としましょう。30年前に農地を農地以外にするという決定をこの場でしているの、農地法で所管する土地じゃないですよ。そこはもう。だから、多分、土地家屋調査士さんは、北海道電力と昔の地主さんとの間になって、法務局に行って地目変更しているんだろう。現況主義なので、農業委員会は。だから、転用許可を出した時点で、農地ではない。転用は出てるに違いないです。北海道電力のやる仕事ですから、必ず転用許可は出てる。地目変更忘れてるって、けっこうあるんですよ。所有権だけ移して、地目がそのまま農地だったと。20年前にせっかく転用許可もらったのに、地目農地のままでしたと、いざ売買したいんだけど、当時の許可証もなくした。再発行してくださいって、実際に去年も再発行の件はありました。事務方で普通に処理しますけど。再発行というかそういう証明書ですね。</p>
伴野委員 事務局長	<p>今回、北電はなんでこれを言い出したの。</p> <p>北海道内において、こういう案件がけっこう出てきたから、本社の方からこれしっかりとしなさいって、話あったんじゃないですか。</p>
伴野委員 事務局長 会長	<p>だから、これで全部の鉄塔がちゃんと備わっているということなのかな。</p> <p>他のところは、そうだと思います。</p> <p>できてるところもあるし、できてないところもある。</p>
伴野委員 藤田委員	<p>飛び飛びだったから、この中に賃貸とかあるんだろうか。</p> <p>賃貸ありますわ。うちがそうですもん。この間賃貸の用紙きてましたら。2年前に買った土地なんです。</p>
事務局長	<p>ですから、当時ちゃんと地目変更してくれているんでないかと思います。登記上の地目はもしかしたら変わってない可能性もあります。〇〇さんの土地で、農地のまま残っている可能性もあります。登記地目はね。</p>
会長	<p>農業委員になったら、初めて変だなと思うけど、普通の人にはなにも思わない。農業委員だから、田の地目の中に鉄塔建っているの変だねっていうのは、農業委員だから気づくような話であって、普通の人はその田だろうが畑だろうが鉄塔建っちゃえば、俺のもんじゃないなとなっちゃうから。実際機械も大きくなったので、下で耕作するってほぼほぼ無理だよ。外したいっていうなら外しますよっていう案件であるかな。ちょっと特殊な案件ではあったなと思いますけど。</p>
大柿委員	<p>仮に、俺が鉄塔敷地、畑のままだったら、外してほしいって逆に俺が申請したらそれは外れるんだね。俺が所有しているんだけど、たまたま地目が畑のまま。それで本来賃貸するのはおかしい話だといえば、申請をお願いすればなるんだ。</p>
会長	<p>耕作しなければ。</p>
大柿委員	<p>弊害が出るだろうから。</p>
会長	<p>多分、図面でそこだけ残っていると思う。</p>
大柿委員	<p>今の案件のように現地確認して外す。</p>
伴野委員	<p>作ってないんだよね。</p>
会長	<p>うちらも気にしてたんだよね。利用してたらどうだろねって話はしていたんだけど。どこも作</p>

ってなかった。まあ、問題ないとなった。後、何かご意見、ご質問ありますか。無ければ、決定いたします。

【議案】農用地の買入協議に係る要請

会長
武田主事 <日程第7> 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請について事務局より説明願います。
はい。それではこちら農用地の買入協議について説明いたします。今月は1件となっております。番号1番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。合計面積が128,668㎡。こちらあっせんの申出年月日につきましては令和3年6月10日となっております。こちらの土地については面積が広大であり、調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。

会長
蒔田委員 担当、蒔田委員。
はい。今お話いただいた通りでございますが、まず細かい所で、昨年3月まで〇〇さんがこの土地の所有者でありました。で、昨年の3月に〇〇さんの方が亡くなられて、それで今、〇〇さんの名前になっているんですが、これが娘さんになります。それで遺産相続というかたちで、今〇〇さんに渡りまして、ホントは早ければもっと早くに出てきた案件になるんですが、ちょっと時間がずれて、この時期に、まず全体で言うと、けっこう大きな土地がありまして、これからこういう話が出てくると思うのですが、まず一つとして今、128,668㎡ですね。この分が6月のあっせん申し出いただいた結果で、公社を通しての買入として出ております。今ですね。〇〇さんの方で、土地の方は平成27年から借りているというかたちですので、今後の流れとしては、〇〇さんの方に土地の方を買うという流れになっております。慎重審議よろしくお願いたします。

会長 はい。担当委員からの説明が終わりました。この件に関しまして何かご質問、ご意見等はありませんか。無ければ、北海道農業公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請いたします。

【議案】東神楽町農業振興地域整備計画の変更

会長 <日程第8> 議案第5号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について、説明願います。
会長 会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。
武田主事 はい。それでは東神楽町農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明いたします。資料については、別紙で議案第5号と右と書かれた用紙になります。先月もありましたが、産業振興課より農振農用地からの除外の意見照会をいただいております。当委員会にて審議し問題なければその旨回答するような形となっております。次ページの計画の概要になりますが、今回、農家住宅建設のために221㎡を農振農用地から除外したいという旨になります。次ページにいきまして、転用者は〇〇さんで、所在は〇〇の221㎡で所有者は〇〇さんであります〇〇さんです。計画は記載のとおりです。こちらは〇〇さんの宅地付近であります。また、除外が決定したなされた後に、予定では10月ごろになると思っておりますが、農地法第5条の許可申請をうける予定となります。以上です。

会長
伊藤委員 はい。事務局の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。
宅地の転用今、国営事業で宅地転用があるんですが、〇〇君も宅地一部、家から離れたところにもあるんですけど。転用かけるんですけど、そこは認められない一時利用の部分になるから住宅を建てる場合の宅地としては認められないという風になるんですよ。だから、今回の転用にな

る。11号のみずほ通りに宅地があった。これは実家の方に動かすことになるんですけど、その動かす宅地は使えなくて、新しい宅地を転用しないとイケないんですねこれ。補足です。

会長

質問って言ったじゃない。

伊藤委員

〇〇君に限らず、こういうパターンでちゃうんですけど、国営としてそれは仕方ないんですね。

会長

多分、土地の地目がきちっと決定してないからできないじゃないかな。換地が終わって、決定した時点で、また土地のあれが変わると思う。今回はももとの土地でやっているから。やらなきゃいけないんだと思うんだよね。こっち持ってきたとって使えるといたら。

伊藤委員

宅地の転用がある。換地の宅地は残っているのにとということだよ。13年15年の間は、そういうことになっちゃうんだね。

伴野委員

地区の工事が終わるまではダメってこと。

会長

換地が終わるまではダメだ。換地が終わって登記の事業が全部終わった時点で決定するから。それからだと、持って行った土地、宅地を使うことは可能だ。多分、その前だからできないんだね。

伊藤委員

勿体ない話ですけどね。

事務局

そうですね。国営推進室と、事業者は綿密な打ち合わせをあらかじめしたうえで、今伊藤委員が言ったとおり、他のところにある宅地相当分、この面積をこっちに持ってくるような考え方。ただ、今小足会長からも説明あったとおり、換地処分がなされるまでは、永遠と農業委員会総会で転用という手続きをしなきゃならない。たとえば、工事施工年であっても同じことですね。ずっと転用の許可し続けていく。

伊藤委員

前は、〇〇君の案件があった時は、工事区間が違うから極東と東地区の工事区間が違うから、その部分を考えて宅地を作ったんですけど。

会長

結局、換地は別だから、あれはどうしようもない。あとご意見、ご質問ありますか。では、こちらの案件なんですけども、支障ないとしてよろしいでしょうか。

各委員

はい。

会長

それでは、支障ないとして意見を付して回答します。

【その他】

会長

続きましてその他案件でございます。

事務局

①8月総会の日程について

②農地法、農業経営基盤強化促進法による農地取得について

③ブレーカー交換被害情報について

会長

あと、みなさまから何かありますか。

栗本委員

先月の案件について、貴重な時間・お話をいただきありがとうございました。

会長

ほかに何かありますか。

各委員

ないです。

事務局

会長

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。